

富山県こどもの居場所づくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、「富山県こどもの居場所づくり推進事業費補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、不登校など様々な困難を抱えるこどもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体における「居場所の開設」や「特色ある取組み」を支援することを目的とする。

(補助対象事業及び対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費、限度額等は、別表に掲げるとおりとする。

2 対象経費は、第7条の規定による通知の日から別に定める日までの間の補助事業の執行に係る経費とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の申請を行うことができる者は、富山県内に活動の拠点をもち県内で活動する団体等であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、法人格の有無は問わない。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、不登校など様々な困難を抱えるこどもへの学習支援や居場所づくりなどの支援を行うことを主たる目的としている団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理等を含む。）が確実にできること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(補助金の額)

第5条 知事は、補助事業の実施に要した経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の補助事業の実施に要した経費には、次に定める経費は含まないものとする。

- (1) 当該事業の一部について、国、地方公共団体、その他団体等からの負担又は補助がされている経費
- (2) 補助の対象となる団体等における当該補助事業以外の運営に要する経費
- (3) その他補助することが適当でないと知事が認めた経費

(補助金の交付の申請)

第6条 補助を希望する団体等は、次に定める書類を別に定める日までに、知事に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体等概要書（様式第4号）
- (5) 定款、会則等

(6) その他参考となる資料

2 知事は、提出された事業計画書等について、この交付要綱に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、補助金の交付を申請した団体等（以下「補助団体等」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に記載された事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、事業計画書を修正のうえ知事に報告し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (7) 第3号において、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容を大幅に変更すること。
- (2) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告)

第10条 補助団体等は、事業終了後30日以内又は別途定める日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助団体等は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 6 号)を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が前条の規定による補助金の額の確定額を超える場合は、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、補助団体等が補助金を他の用途に使用する等、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	事業内容	対象経費	補助 限度額
富山県 子ども の居場 所づく り推進 事業	（１）新たな「こどもの居場所の開設」推進枠 ・不登校など様々な困難を抱えるこどもが、学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体における「居場所の開設」に必要となる改修費等の初度調弁費用を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。	・需用費（教材費、図書費、事務用品等）、修繕費（建物の改修・増築等）、役務費（通信運搬費等）、備品購入費（PC、冷暖房器具等）、使用料（体験学習の施設利用料、バス借上料等）、その他知事が必要と認めた経費（ただし、職員の給与等人件費及び活動拠点の家賃等は除く）	補助率 1 / 2 上限額 1,000 千円
	（２）新たに実施する「特色ある取り組み」推進枠 ・不登校など様々な困難を抱えるこどもの居場所を運営する団体や支援団体が、新たに実施する取組みに要する経費を支援。事業の新規立ち上げ時（年度）のみ対象。 （例：新たな体験学習の実施、新たな学習支援カリキュラムの導入、こども・家族へのアウトリーチ、調査研究事業・研修会の開催など）	同上	補助率 1 / 2 上限額 200 千円

※補助対象は、事業の実施に直接必要な経費とし、（１）（２）の取組み以外の団体運営費に係る経費等は対象外とする。